



2025 年 6 月 11 日

各 位

上場会社名 神島化学工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 布川 明
(コード番号 4026 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役総務部長 藤村 倫夫
(TEL. 06-6232-5350)

取締役の報酬額の改定および譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額の改定、および当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を改定することについてご承認を求める議案を、2025 年 7 月 18 日開催予定の第 109 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役の報酬額は、2017 年 7 月 21 日開催の第 101 回定時株主総会において年額 200 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）にご承認いただき、現在に至っております。その後の経済情勢の変化やその他の諸般の事情等を勘案し、今後の役員報酬の機動的な運用を可能にするため、取締役の報酬額を年額 300 百万円以内（うち、社外取締役分は年額 45 百万円以内）と改めることについて、本株主総会に付議いたします。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の改定

（1）本制度の改定の目的

本制度は、2022 年 7 月 15 日開催の第 106 回定時株主総会におきまして当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました。なお、当社の取締役の報酬額は、2017 年 7 月 21 日開催の第 101 回定時株主総会において年額 200 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、また上記の取締役の報酬額とは別枠として 2022 年 7 月 15 日開催の第 106 回定時株主総会において譲渡制限付株式の割当てのための報酬額を年額 50 百万円以内にご承認いただいて今日に至っております。

近年、事業環境が著しく変化する中、経営の難易度が一層高まっており、取締役の役割及び責務が増大しております。このため、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現し得る人材の貢献に対して適切に報いることを目的として、本制度につき改定することについて、本株主総会に付議いたします。

（2）改定後の本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、当社の普通株式、あるいは当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

具体的には、譲渡制限付株式報酬の金銭報酬債権の総額を年額 100 百万円以内、本制度により当

社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年 90,000 株以内とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払込みを要しないものといいますが、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、独立社外取締役の答申を受けて取締役会において決定することといたします。

その他、本制度の内容につきましては、2022 年 6 月 10 日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上